

外国からみた租税条約

はじめに

日本は我が国企業が外国投資をしている主たる国とは租税条約を締結しているが、種々の理由により、いくつかの国又は地域と租税条約を締結していない。例えば、台湾、香港又は中東の産油国がこれに該当する。しかし、日本からみるとこれらは、租税条約が締結されていない状況になるが、これらの国等に視点を移すと、多くの租税条約が締結されていることが分かる。本論は、このように外国から租税条約の締結状況をみることにする。

1 香港、台湾からの対日投資の課税

香港、台湾と日本の間には租税条約が締結されていない。したがって、香港又は台湾の企業が日本に投資を行い日本源泉の所得を取得する場合、日本において日本の所得税法、法人税法等により課税を受けることになる。これは、日本とこれらの国等との間に租税条約が締結されていないことから、日本源泉の所得については、租税条約による課税の減免を受けることができないからである。

逆に、日本企業がこれらの国等に対して投資を行い所得を得た場合、香港の税制は、税率が法人税の基本税率17.5%と低く、その課税範囲も国内源泉所得のみを対象とする属地主義を採

用していることから、香港源泉所得に対する課税において租税条約適用の恩典の比重は相対的に低いといえる。したがって、日本から香港への投資（香港において課税を受けるケース）よりも、香港から日本への投資（日本において課税を受けるケース）の方が、租税条約による課税減免の効果が大きいといえる。

これに対して、台湾は、法人税（営利事業所得税）の最高税率が25%、個人所得税（総合所得税）の最高税率が40%と高く、香港とは状況が異なっている。この場合は、台湾企業及び日本企業双方にとって、租税条約があればそれぞれの国における課税の減免はその効果が大きいといえる。

2 台湾との国際運輸業所得の相互免税

我が国は国際運輸業所得の相互免税について租税条約以外に国内法において規定がある。この国内法は、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」及び同施行令で、台湾に対する規定もあり、その内容は、台湾企業の営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得を日本で非課税所得としている。その税目は所得税、法人税、住民税及び事業税である。

Topics of International Taxation

3 香港の租税条約

香港は、香港基本法第151条に基づいて独自に租税条約の交渉をする権限があり、これまでも国際運輸業に該当する船舶又は航空機等に関する国際的二重課税を排除する協定を外国と締結している。そして、2003年12月に香港は、ベルギーと包括的な所得税租税条約に署名している。この租税条約は、これまで締結している国際運輸業所得に係る二重課税を排除するための限定的な協定等ではなく、一般にいわれる所得税租税条約である。さらに、2005年9月に、香港はタイとの租税条約にも署名している。

4 台湾の締結している租税条約

台湾が締結している租税条約は、対英國、インドネシア、オーストラリア、オランダ、ガンビア、シンガポール、スワジランド、ニュージーランド、ベトナム、マケドニア、マレーシア、南アフリカであり、この他に、スウェーデン、セネガル、タイ、パラグアイ、フィリピンとの間に租税条約の署名が行われている。最近の動向としては、2004年10月に台湾とベルギーの間で租税条約の署名が行われている。

上記に掲げた国のうち、ベルギーとタイは香港とも租税条約を締結しており、台湾と香港は、ベルギーとタイを介して租税条約のネットワークが繋がっていることになる。

5 対中東産油国との租税条約

日本は現在中東の産油国と租税条約を締結していないが、将来、租税条約を締結すると、そ

の目的は、中東のオイルドラーの日本への還流ということになる。英國は、1999年2月にクウェートと租税条約を締結し、この租税条約は、2000年7月より適用されている。また、クウェートと租税条約を締結しているのは英國だけではなく、ドイツ、イタリア、オランダ、スイスと租税条約が締結されている。なお、米国はクウェートと租税条約を締結していない。

日本は産油国から投資を呼び込みたいとするのであれば、英國のように産油国と租税条約を締結する必要がある。この場合は、この英國・クウェート租税条約が一つのモデルケースとなろう。

日本と英國間には租税条約が締結されているが、この租税条約は、平成18年2月2日に改訂され、投資所得（配当、利子及び使用料（著作権、特許権等））の支払に対する源泉地国課税が大幅に軽減され、使用料、一定の親子間配当及び一定の主体（金融機関等）の受け取る利子等については源泉地国免税となった。また、こうした減免措置の拡大と併せて、租税回避の防止のための措置がとられたので、クウェートから英國経由で日本に対する投資は規制されたことになるが、今後、外国投資を検討する場合、日本からみた租税条約ばかりではなく、投資先の国からみた租税条約も検討する方法もあるのではなかろうか。

中央大学商学部教授

矢内一好